

STOP! コンビニ受診

受診する時間によって 医療費に加算あり!



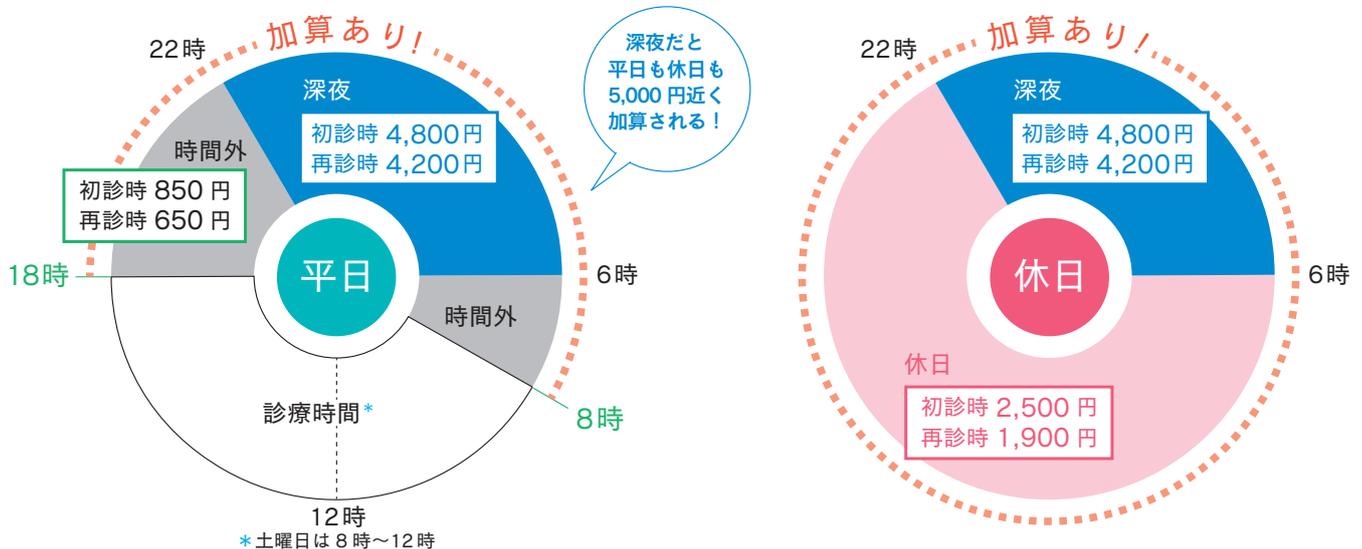
病院や薬局は、夜間・早朝・休日に受診すると、
医療費に加算がつきます。平日の日中に受診しましょう。



夜間・早朝・休日は「割増料金」がかかります

加算がつく時間帯と加算額は次のとおりです。おおむね**平日8時～18時**、**土曜日8時～12時**
以外に受診すると、割増料金がかかると覚えておきましょう。

● 病院・診療所における割増料金 ●



● 調剤薬局でも割増料金がかかります ●

時間帯	加算額
時間外	調剤技術料と同額
休日	調剤技術料の1.4倍
深夜	調剤技術料の2倍

※自己負担は上記の2～3割です。
 ※6歳未満の場合、加算はさらに高額になります。
 ※夜間・早朝・休日に通常診療している診療所では、8時前や18時(土曜日は12時)以降・休日には500円の加算が、調剤薬局でも同様に、開業中であっても8時前や19時(土曜日は13時)以降・休日には400円の加算がつく場合があります。
 ※夜間の救急診療を行う医療機関では、初診時2,300円、再診時1,800円の時間外加算がつく場合があります。
 ※調剤技術料とは、「調剤基本料」「調剤料」などの合計です。

長時間待ったのに再受診が必要になることも

夜間・早朝・休日は、緊急性の高い患者が優先となります。待ち時間が長くなるだけでなく、専門医がない場合が多いため、診療時間内の再受診が必要になることもあります。

「日中は忙しくて時間がない」など自己都合で受診すると、重症患者の治療の妨げになることも知っておきましょう。

夜間・早朝・休日の診療では実施していないこと

- 緊急性が低い患者への詳しい検査や専門的な診療
- 長期間の薬の処方(おおむね1～3日分のみ)
- 診断書の発行やワクチン接種 など

→ 診療時間内の再受診が必要になります。

※上記は一例で、医療機関によって対応は異なります。

お子様の急な
体調不良で
困ったときは…

**ヨドバシ24時間
救急ホットラインを
ご利用ください**

詳しくは裏表紙を
ご覧ください。